

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(育児短時間勤務に係る人事異動通知書の交付) 第15条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員にその旨を明示した人事異動通知書を交付しなければならない。―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― (1)～(4) (略) (条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員) 第18条 条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である<u>非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u> (部分休業の承認の請求手続等――) 第19条 部分休業の承認の請求―― ―― ―― ―― ―― ――は、庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、部分休業承認請求書(第5号様式)により	(育児短時間勤務に係る人事異動通知書の交付) 第15条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員にその旨を明示した人事異動通知書を交付しなければならない。<u>ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日(当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日)が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。</u> (1)～(4) (略) (条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員) 第18条 条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である―― ――ものとする。 (部分休業の承認の<u>請求、第2項申出及び第3項変更の手続</u>) 第19条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出(第3項において「第2項申出」という。)</u>及び同条第3項の規定による当該申出の内容の変更(第3項において「第3項変更」という。)<u>は、庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、部分休業承認請求書(第5号様式)により行</u>

行うことができる。	うことができる。
2 (略)	2 (略)
(加える)	<u>3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第21条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。